

平成 17 年度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業

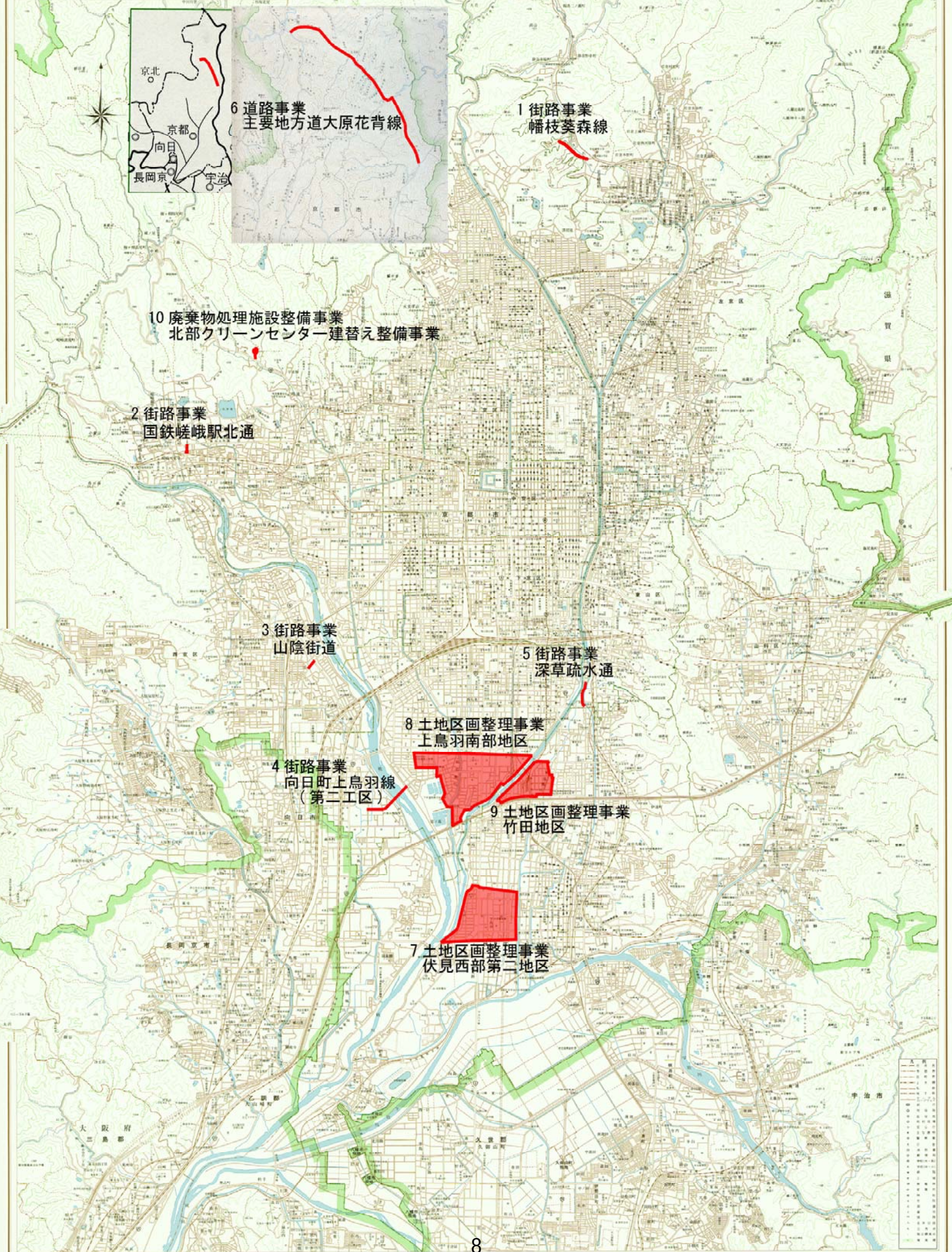
再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業

社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
街路事業	1	補	幡枝葵森線	延長 L=746m 幅員 W=12～14m	H3		15	「事業継続」
	2	単	国鉄嵯峨駅北通	延長 L=143m 幅員 W=11m 駅前広場面積 A=2,100m ²	H3		15	「事業継続」
	3	単	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2		16	「事業継続」
	4	補	向日町上鳥羽線 (第二工区)	延長 L=1,045m 幅員 W=22～39m	H8		10	「事業継続」
	5	補	深草疏水通	延長 L=524m 幅員 W=6～21m	H8		10	「事業継続」
道路事業	6	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	延長 L=11,900m 幅員 W=8.5m	S54		27	「事業継続」
土地区画整理事業	7	単	伏見西部第二地区	面積 A=117.5ha	S44		37	「事業継続」
	8	単	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46		35	「事業継続」
	9	単	竹田地区	面積 A=48.1ha	S49		32	「事業継続」
施設整備事業	10	補	北部クリーンセンター 建替え整備事業	焼却施設 200トン/日×2基 再資源化施設 20トン/日×2系列	H13		5	「事業継続」

「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

京都市街図 平成17年度 再評価対象事業 箇所図



平成 17 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 20 年 3 月末)

事業名	街路事業 国鉄嵯峨駅北通		事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自： 右京区嵯峨天龍寺広道町 (JR 嵯峨野線嵯峨嵐山駅) 至：右京区大覚寺門前八軒町 (丸太町通)		延長及び幅員	延長 L = 143m 幅員 W = 11m 駅前広場面積：約 2,100 m ²
事業採択年度	平成 3 年度	完成予定年度	当初：平成 7 年度 変更：平成 20 年度(事業認可最終年度)	
平成 17 年度再評価時点での課題，問題点 関連事業を含め，関係者との協議を進め， 事業の進捗を図る。		箇所図 		
平成 19 年度の取組 JR 西日本などの関連事業者と協議を行い，駐輪場及び道路工事に着手した。				
平成 20 年度以降の取組 当面の目標 JR 西日本などの関連事業者と工程調整を行いながら，平成 20 年度末完成を目指し事業を進める。 事業効果 JR 嵯峨嵐山駅へのアクセス機能を向上させるとともに，JR 西日本が実施する JR 山陰本線の複線化事業等と連携して，鉄道による地域分断を解消することにより，公共交通機関の利便性向上及び周辺地域の活性化を図り，もって本市の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として本事業を進めるものである。 発現年度 平成 21 年度				

平成17年度再評価事業フォローアップ調書

(平成20年3月末)

事業名	街路事業 山陰街道		事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：西京区桂朝日町 (都市計画道路久世梅津北野線：通称 桂川街道) 至：西京区桂市ノ前町 (府道桂停車場線)		延長及び幅員	延長 L = 178m 幅員 W = 15m
事業採択年度	平成 2 年度	完成予定年度	当初：平成 6 年度 変更：平成 2 0 年度	
平成 1 7 年度再評価時点での課題，問題点 『平成 1 7 年度公共事業の再評価に関する意見書』において，『「用地取得など住民との合意形成を得るため，計画内容の見直しや対策について十分に検討を行い，事業完了までの実行計画を明確にすること」を継続の条件としたうえで，「事業継続」は妥当であると判断した。なお，これらが達成されない場合は，「事業休止」とする。』とする条件が付されている。		箇所図 		
平成 1 9 年度の取組				
・ 用地取得作業を行う中で，沿道地権者に事業に対して個別に意見を聞き，現況道路の危険性の認識と本事業計画について概ねご理解が得られた。 ・ 境界確定のための現地立会は終了し，押印収集を進めている。				
平成 2 0 年度以降の取組				
当面の目標 ・ 引き続き境界確定のための押印収集を行い，境界確定が出来た地権者から用地買収を進めていく。 ・ 今後も用地取得作業と並行して，自治連合会及び沿道地権者と事業に対する合意形成を得るための協議を継続していく。				
事業効果 阪急電鉄桂駅へ向かうバス等の通行及び歩行者等の安全を確保するとともに，地域の活性化を図る。				

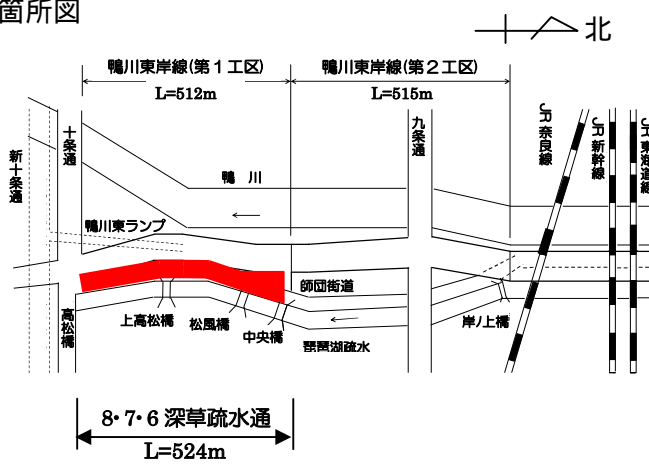
平成 17 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 20 年 3 月末)

事業名	街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）		事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：京都市南区久世大藪町 至：京都市南区吉祥院檜山町		延長及び幅員	延長 L = 1, 0 4 5 m 幅員 W = 2 2 ~ 3 9 m
事業採択年度	平成 8 年度	完成予定年度	当初：平成 1 2 年度 変更：平成 2 4 年度（事業認可最終施行年度）	
平成 1 7 年度再評価時点での課題，問題点			箇所図	
・本事業は，一般国道 1 7 1 号久世橋付近の交通渋滞を解消し，生活道路内への通過交通を抑制することにより，安全で円滑な道路交通を確保するため，既に暫定供用されている第一工区とともに京都市南部地域のネットワークを形成するものである。 ・今後残る用地買収を進め，関連する第一工区とともに平成 19 年度末の完了を目指し，（仮称）第二久世橋を含む本事業区間の事業推進を図る。				
平成 1 9 年度の取組				
・（仮称）第二久世橋について，橋梁上部工事として，桁架設（一部），床版架設，舗装，高欄及び照明工事等を行い，桂川渡河部区間は完成した。 ・左岸側（吉祥院側）では，橋梁への取り付け道路の工事が完了した。 ・右岸側（久世側）では，橋梁右岸側交差点の工事を完了するとともに，用地買収を進めた。				
平成 2 0 年度以降の取組				
当面の目標				
本工区については，用地買収が難航しているが，引き続き全線供用に向け重点的に用地の確保に努めるとともに，久世側の工事を進める。				
事業効果				
国道 1 7 1 号久世橋付近の交通渋滞の解消を図り，本市南西部地域の東西幹線道路として安全で円滑な道路交通の確保を図る。				

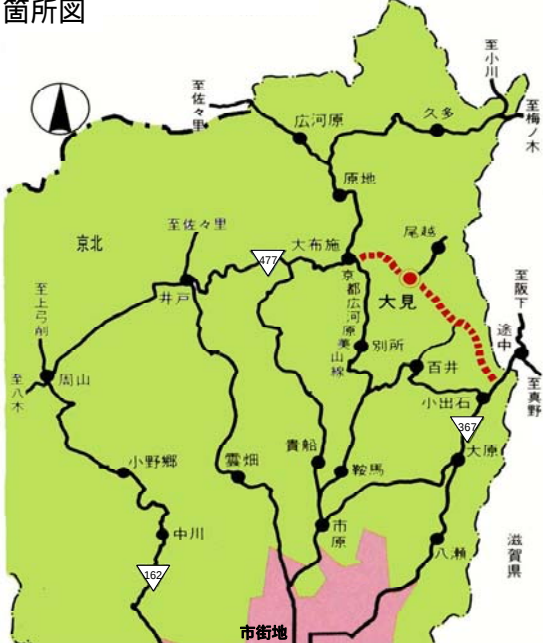
平成17年度再評価事業フォローアップ調書

(平成20年3月末)

事業名	8・7・6 深草疏水通		事業所管課	建設局事業推進室
事業区間	自：京都市東山区福稲柿本町 至：京都市東山区福稲下高松町		延長及び幅員	延長 L = 524 m 幅員 W = 6.0 ~ 21.0 m
事業採択年度	平成5年度	完成予定年度	当初：平成15年3月31日 変更：平成22年3月31日	
平成17年度再評価時点での課題，問題点 （用地交渉の難航による事業の遅れ） 深草疏水通は，琵琶湖疏水と鴨川東岸線の間に位置する自転車歩行車道であり，鴨川東岸線の東側歩道の機能を有している。本事業区域は，鴨川東岸線（第1工区）と一体的な整備を行う必要があったが，一部地権者の移転交渉に予測以上の時間を要し鴨川東岸線の整備工事に遅延が生じたため，本事業においても遅延が生じたものである。			箇所図 	
平成19年度の取組 （部分供用開始） 工事進捗は，松風橋～十条通間約400mが完成し，鴨川東岸線第1工区と同時に平成19年5月31日より部分供用を開始した。				
平成20年度以降の取組 当面の目標 - 残区間は，鴨川東岸線（第2工区）との取り合い部であるため，第2工区の進捗に合わせて工事を行う予定である。 事業効果 - 京都高速道路（新十条通）のアクセス道路である鴨川東岸線の歩道機能を有している。また，地元住民とでワークショップを行い，「たおやかに巡る疏水べりの道」をデザインコンセプトに設定し，琵琶湖疏水の景観を取り込み，緑豊かな親水性のある整備を行っている。この事業により，地域住民の生活に憩いと潤いを与え，生活環境の向上に寄与している。 発現年度 - 平成21年度				

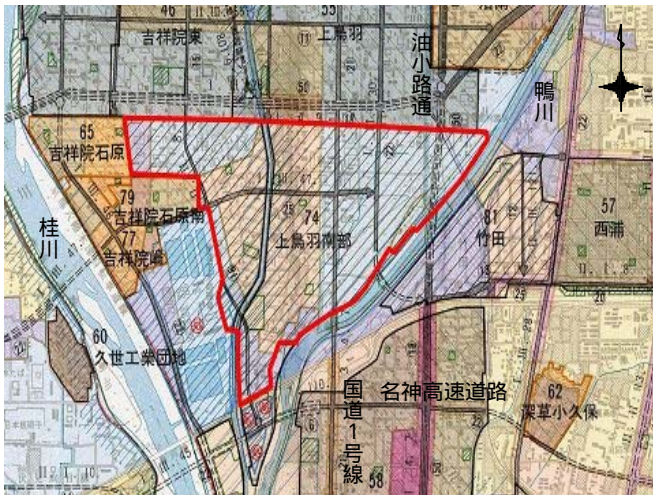
平成 17 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成20年3月末)

事業名	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	事業所管課	建設局道路建設部道路計画課
事業区間	自：京都市左京区大原小出石町 至：京都市左京区花脊大布施町	延長及び幅員	延長 L = 11,900 m 幅員 W = 8.5 m
事業採択年度	昭和54年度	完成予定年度	当初：昭和60年度 変更：平成29年度 (第1工区 25年度) (第2工区 29年度)
平成17年度再評価時点での課題、問題点 (委員会意見) 1. 地域の状況を十分把握すること 2. けもの道の確保等可能な限り動植物への影響について配慮すること 3. 地域環境にふさわしい良好な道路整備及び利用の計画を明確にすること。 (課題) 上記のことについて、達成されない場合は「事業休止」もあり得る。			
平成19年度の取組 1. 第一工区(左京区大原小出石町～左京区大原百井町ひのこ)からの工事再開を基本として、道路や橋梁の構造を現行の技術基準に適合させるため、予備設計の見直しを実施 2. 事業費の縮減を図るため、道路幅員、橋梁及び道路構造物に対してコスト縮減策を検討 3. 砂防指定地内行為事前協議を実施			
平成20年度以降の取組 当面の目標 第一工区 ・橋梁予備設計及びトンネル設計の見直し ・未買収用地の買収 ・保安林解除の申請 基本計画区間 ・動植物等自然環境への配慮事項を反映した道路の概略設計 ・地質調査 事業効果 第一工区を整備することにより 1. 百井町、尾越町、大見町へのアクセスが改善でき、これらの地区の住民生活の利便性が向上する。 2. 大見公園整備のための車両の進入が容易になる。 3. 基本計画区間ではトンネル工事が多く、その残土処分のための搬出が容易になる。 発現年度 ・第一工区 平成25年度			

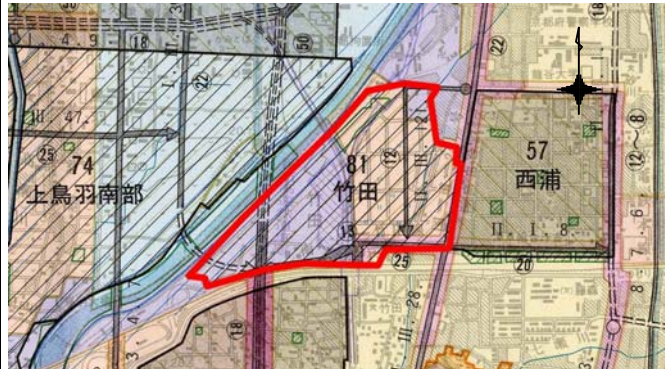
平成 17 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 20 年 3 月末)

事業名	上鳥羽南部地区土地区画整理事業		事業所管課	建設局都市整備部整備推進課
事業区間	京都市南区吉祥院石原東ノ口他		延長又は面積	面積 A = 151.0ha
事業採択年度	昭和46年度	完成予定年度	当初：昭和51年度 変更：平成21年度	
平成17年度再評価時点での課題，問題点 (1) 換地設計に関して多数の意見書が提出されたため，協議に日時を要している。 (2) 再評価委員会においては，「残る懸案についても引き続き取り組んでいることから，事業継続は妥当である。」という意見をいただいた。		箇所図 		
平成19年度 of 取組 ・区画道路82号線の整備が完了した。				
平成20年度以降 of 取組 当面 of 目標 平成20年度 of 取組 ・区画道路1号線の移転補償交渉を進める。 ・鴨川河川区域変更手続きを進める。 ・公共施設（Bブロック・道路） of 認定供用開始手続きを進める。 平成21年度以降 of 取組 ・区画道路1号線の移転補償交渉及び整備を行っていく。 ・公共施設（道路） of 認定供用開始手続きを行っていく。 ・8号水路 of 整備を行っていく。				
事業効果 ・広路4（油小路通）他3路線 of 都市計画道路及び2カ所 of 近隣公園を根幹とした住区構想に基づいた整備を行うとともに，本地区に隣接する土地区画整理事業施行地区と連携した公共施設整備を行うことにより，健全な市街地 of 形成を図るものである。				
発現年度 ・平成15年度（油小路通供用開始）				

平成 17 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 20 年 3 月末)

事業名	竹田地区土地区画整理事業	事業所管課	建設局都市整備部整備推進課
事業区間	京都市伏見区竹田段川原町他	延長又は面積	面積 A = 48.1ha
事業採択年度	昭和49年度	完成予定年度	当初：昭和55年度 変更：平成20年度
平成17年度再評価時点での課題，問題点 （1）公園予定地に残る1件の移転物件について交渉を重ねてきたが，相続人が複数名存在し，交渉は難航した。しかし，現在相手方は態度を軟化させてきており，交渉を進め，平成20年度完了に向けて事業の推進を図る。 （2）再評価委員会においては，「既に道路の築造は完了している。残る移転補償についても協議中であり，事業は推進している。以上から「事業継続」は妥当である。」という意見をいただいた。		箇所図 	
平成19年度取組 ・換地処分に向け各画地の出来形確認測量を行った。 ・換地計画作成に当たり準備業務を行った。 ・残る1件の移転補償契約を行った。			
平成20年度以降取組 当面の目標 平成20年度取組 ・換地処分に向け換地計画準備作業を進める。 平成21年度以降取組 ・都市計画公園の引継ぎに向け整地を行う。 ・換地処分に向け換地計画作成を行う。			
事業効果 ・広路4号（油小路通）等の都市計画道路及び近隣公園を根幹とした住区構想に基づいた整備を行うとともに，本地区に隣接する土地区画整理事業施行地区と連携した公共施設整備を行うことにより，健全な市街地の形成を図るものである。			
発現年度 ・平成15年度（油小路通供用開始）			